



令和2年6月29日

担当課	農林水産課
担当者	前窪・清滝
電話	(073) 435-1049
内線	2828

「浪早ビーチ」の開設について

本市管理の「浪早ビーチ」における海水浴場の開設について検討を進めてきた結果、地域からの要望や水質検査の結果が「適（水質AA）」であること等を踏まえ、「浪早ビーチの新型コロナウイルス感染症の防止対策海水浴場利用ガイドライン」（別添参照）を作成し、徹底的な新型コロナウイルス感染症防止対策を講じることを条件に次のとおり開設することとしました。

なお、開設期間中であっても、新型コロナウイルス感染症の状況等により閉鎖する場合があります。

○開設期間 7月23日（木・祝）から8月31日（月）まで

○ガイドラインの概要

- ・ソーシャルディスタンス（人との間隔をできるだけ2m、最低1m空けること）の確保
- ・手洗いや消毒、咳エチケットなどの基本的な感染予防をとること
- ・監視員はフェイスシールド等の防護具を着用すること
- ・シャワー室及び更衣室は利用不可とする 等

【参考】他の市内海水浴場（片男波・浜の宮・加太・磯の浦）について

次の各開設者において、新型コロナウイルス感染症対策を行ったうえで7月1日（水）から開設する予定です。

詳細につきましては、以下までお問い合わせください。

名称	お問い合わせ先（各開設者）	電話
片男波海水浴場	片男波海水浴場管理運営委員会	073-447-9080
浜の宮ビーチ	浜の宮ビーチ管理事務所	073-445-5233
加太海水浴場	加太まちづくり株式会社	073-459-2457 ※
磯の浦海水浴場	磯の浦観光協会	073-452-2737

※ この電話は、加太海水浴場内のビーチハウスに繋がります。

浪早ビーチの新型コロナウイルス感染症の防止対策
海水浴場利用ガイドライン

令和2年6月

和歌山市

1 ガイドラインの設定趣旨

浪早ビーチの海水浴場は例年、たくさんの方々に利用していただいておりますが、今年は新型コロナウイルス感染症の流行により、利用者の方々が安心して利用していただけるよう、感染のリスクを減らすべく厚生労働省の「新しい生活様式」の実践例などを参考にしながら、海水浴場利用のガイドラインとして取りまとめました。

2 海水浴場における感染防止対策

海水浴場は野外施設であるため「密集」・「密接」・「密閉」の「密閉」にはなりません、「密集」・「密接」を更に避けることでより感染のリスクを避けることが出来ると考えます。その為、下記の対策を行うことといたします。

本市が行う対策

- ソーシャルディスタンス（人との間隔をできるだけ2m、最低1mを確保すること）の啓発を看板や放送により行う。
- 感染防止対策について利用者に目立つ場所に掲示する。
- 海水浴場利用者がまもるべき行動について事前にホームページにて周知する。
- 監視員は健康チェックを毎日就労前に行い、体調が優れないときは就労させない。
- 監視員はフェイスシールド等の防護具の着用を行う。
- 救護者の情報（住所、氏名、連絡先）を記録に残し、疫学調査できる体制の整備を行う。
- シャワー室及び更衣室は利用不可とする。

売店及びバーベキュー施設の開設者が行うべき感染防止対策

- 客席等の通気が十分に行われるように努めることと同時に熱中症対策にも留意すること。
- 利用者の順番待ちが発生する場所には地面に間隔を示すなどの措置をおこなうこと。
- 施設に消毒液（消毒用アルコール等）を設置し利用者に手指消毒を徹底させること。
- 複数の利用者が触れると考えられる場所（テーブルやドアノブなど）はまめに消毒すること。
- イベントは中止すること。
- 従事者は健康チェックを毎日就労前に行い体調が優れないときは就労しないこと。
- 従事者はフェイスシールド等の防護具を着用すること。
- 開設者が取り組む感染防止対策について利用者に目立つ場所に掲示すること。

利用者が守るべき行動

- ソーシャルディスタンス（人との間隔をできるだけ2m、最低1mを確保すること）を保つこと。
- 海水浴場を利用する前には体温測定、健康チェックを行い体調が優れないときは利用を控

えること。

- 手洗いや消毒、咳エチケットなどの基本的な感染予防策をとること。
- 各自で熱中症対策を行うこと。
- ゴミは出来るかぎり持ち帰ること。
- 飲食時の食器の使いまわしはしないこと。
- 帰宅後はすみやかに着替えやシャワーを浴びること。
- 厚生労働省が公開している「新型コロナウイルス接触確認アプリ」などを積極的に活用すること。

本ガイドラインの内容は、新たに新型コロナウイルス感染症の知見や国および県の対応方針の変更などがあった場合は変わることがあります。